

第460回（定例）福崎町議会会議録

平成27年3月6日（金）
午前9時30分開会

1. 平成27年3月6日、第460回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	前川裕量
2番	木村いづみ	9番	松岡秀人
3番	牛尾雅一	10番	難波靖通
4番	城谷英之	11番	小林博
5番	富田昭市	12番	高井國年
6番	北山孝彦	13番	釜坂道弘
7番	石野光市	14番	志水正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局	長	志水利雄	主査	佐野允保
係	長	清水悦子		

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	高寄十郎	技監	松尾成史
会計管理者	萩原昌美	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税務課長	中塚保彦
地域振興課長	近藤博之	住民生活課長	谷岡周和
健康福祉課長	高松伸一	農林振興課長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國明仁	上下水道課長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	山本欽也

1. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号））

第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号））

第6 議案第5号 福崎町行政手続条例の一部を改正する条例について

第7 議案第6号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第8 議案第7号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第9 議案第8号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 第10 議案第 9号 福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第11 議案第10号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第11号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第12号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第13号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第14号 福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 第16 議案第15号 福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第16号 福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第17号 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について
- 第19 議案第18号 福崎町商工業振興基本条例の制定について
- 第20 議案第19号 福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 第21 議案第20号 福崎町立認定こども園設置条例の制定について
- 第22 議案第21号 福崎町学校及び児童福祉施設給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第22号 福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第23号 福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第24号 第6期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
- 第26 議案第25号 福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 第27 議案第26号 平成26年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第28 議案第27号 平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第29 議案第28号 平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第30 議案第29号 平成26年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第31 議案第30号 平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第32 議案第31号 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第33 議案第32号 平成26年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第34 議案第33号 平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について

- 第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度福崎町一般会計予算について
- 第 3 6 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 7 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 3 8 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 9 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 4 0 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 4 1 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度福崎町水道事業会計予算について
- 第 4 2 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
- 第 4 3 議案第 4 2 号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について
- 第 4 4 議案第 4 3 号 教育長の任命について
- 第 4 5 発議第 2 号 福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 4 6 請願第 1 号 政府による米価対策を求める請願
- 第 4 7 議員派遣の件
- 第 4 8 議員辞職の件

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号））
- 第 5 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号））
- 第 6 議案第 5 号 福崎町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 7 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 8 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 9 号 福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 1 2 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 1 3 号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 1 4 号 福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 1 5 号 福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 1 6 号 福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

		予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 8	議案第 1 7 号	福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について
第 1 9	議案第 1 8 号	福崎町商工業振興基本条例の制定について
第 2 0	議案第 1 9 号	福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
第 2 1	議案第 2 0 号	福崎町立認定こども園設置条例の制定について
第 2 2	議案第 2 1 号	福崎町学校及び児童福祉施設給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例について
第 2 3	議案第 2 2 号	福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 4	議案第 2 3 号	福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 5	議案第 2 4 号	第 6 期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
第 2 6	議案第 2 5 号	福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定について
第 2 7	議案第 2 6 号	平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号）について
第 2 8	議案第 2 7 号	平成 2 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 2 9	議案第 2 8 号	平成 2 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 0	議案第 2 9 号	平成 2 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 1	議案第 3 0 号	平成 2 6 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 2	議案第 3 1 号	平成 2 6 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 3 3	議案第 3 2 号	平成 2 6 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 3 4	議案第 3 3 号	平成 2 6 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 3 5	議案第 3 4 号	平成 2 7 年度福崎町一般会計予算について
第 3 6	議案第 3 5 号	平成 2 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 3 7	議案第 3 6 号	平成 2 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 3 8	議案第 3 7 号	平成 2 7 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 3 9	議案第 3 8 号	平成 2 7 年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
第 4 0	議案第 3 9 号	平成 2 7 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について
第 4 1	議案第 4 0 号	平成 2 7 年度福崎町水道事業会計予算について
第 4 2	議案第 4 1 号	平成 2 7 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 4 3	議案第 4 2 号	姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について
第 4 4	議案第 4 3 号	教育長の任命について
第 4 5	発議第 2 号	福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 4 6	請願第 1 号	政府による米価対策を求める請願

第 4 7 議員派遣の件

第 4 8 議員辞職の件

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 6 0 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

厳しい寒さが続いておりましたが、一雨ごとに暖かくなり、春の到来を感じる季節となってまいりました。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、議案第 3 号から第 4 3 号までの 4 1 件、委員会提案議案が 1 件、議員提案の請願 1 件の合計 4 3 件であります。

平成 2 7 年度予算など、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、1 4 名でございます。定足数に達しております。

よって、第 4 6 0 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可しております。

ただいまから、第 4 6 0 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名をいたします。

4 番、城谷英之議員
1 3 番、釜坂道弘議員
以上の両議員にお願いをいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る 2 月 2 7 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から 3 月 2 7 日までの 2 2 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 2 7 日までの 2 2 日間といたしました。

日程第 3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。

まず、第459回臨時会閉会后、本日までの議会活動については、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

2月19日、第1委員会室において、国民健康保険運営協議会が開かれ、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

3月3日、すみよしの郷において、福崎町社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席いたしました。

3月5日、文化センターにおいて、老人大学修了式・閉講式が開催され、議長が出席いたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

続いて、副町長からの申し出により行政報告を行います。

副町長 行政報告をさせていただきます。

まず、総務課からであります。役場庁舎耐震改修工事は、1月末に完了いたしました。引き続き、非常用電源設置工事を進めております。

嘱託職員・臨時職員の採用試験について、第1次試験を1月29日に、第2次試験を2月10日に実施し、採用結果を2月16日に通知いたしました。また、応募者が採用人数に満たなかった職種については、追加募集を行い、採用試験を3月2日に実施いたしました。

次に、選挙管理事務についてであります。選挙人名簿定時登録者数は3月1日の基準日現在、男子7,410人、女子8,134人、計1万5,544人となっております。前回の12月基準日より10人の減となっているところであります。

続いて、企画財政課からであります。国から策定を要請されている、地方版総合戦略や、公共施設等長寿命化計画の策定を進め、連携中枢都市圏構想への参画や、マイナンバー制度の導入、ふるさと納税の記念品拡充など、多くの行政課題に取り組み、総合計画の実現を目指します。

税務課からであります。平成26年分所得の確定申告相談を各自治会の公民館等で2月16日(月)から実施しています。申告期限は3月16日(月)となっております。

昨年末に滞納者宅への電話催告及び夜間徴収を行うとともに、滞納整理対策委員会においても、関係各課による合同徴収を実施いたしました。

続いて、地域振興課からであります。(仮称)福崎町商工業振興基本条例検討委員会は、10月から4回にわたって議論が重ねられ、福崎町商工業振興基本条例案の提言を受けました。この提言に基づき、本定例会に商工業振興基本条例の制定議案を提案させていただきました。

自律(立)のまちづくり交付金事業は、今年度32自治会で取り組まれました。あす3月7日に自治会活動発表会を開催し、11団体から活動状況等の報告をしていただく予定であります。

全国妖怪造形コンテストは、12月に3会場での写真審査を経て、入選作品が決定し、作品の提供を受けました。これらの入選作品については、もちむぎのや

かた展示コーナーにおいて展示をしているところであります。

住民生活課からであります。福崎町消防団出初式が1月11日、田原小学校で開催され、消防団員436名が参加、規律ある入場行進や吉田分団、南大貫分団、山崎分団による華麗な初放水が披露されました。

春期全国火災予防運動が3月1日から7日まで実施されています。期間中、夜間広報を行っています。

2月22日には、消防団による防火パレードを実施いたしました。

健康福祉課からであります。消費税引き上げに伴う、低所得者を対象にした臨時福祉給付金については、平成27年1月5日まで申請を受け付け、90.4%の支給率で、2,874人の方に3,736万5,000円支給いたしました。

食育推進事業につきましては、1月22日に食育推進委員会を開催し、平成27年度の事業計画について提案し、第2次健康増進、食育推進計画を作成するため、2月に児童や一般の方、1,400人にアンケート調査を実施いたしました。

養護老人ホーム福寿園において、1月16日から28日の間に、ノロウイルス感染症が集団発生いたしました。入所者、職員を含め27名が感染し、症状は軽症で重篤な方はありませんでしたが、大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしました。今後、緊急連絡体制を含め、危機管理体制を一層強化し、再発防止に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、2月13日に運営協議会を開催し、平成27年度から3年間の第6期介護保険事業計画について審議していただきました。

農林振興課からであります。1月31日、神姫バスともち麦産地振興協議会が、もちむぎゆっとな一日バスの旅として企画した、「食べて・知って・巡る、もち麦体験ツアー」が開催されました。明石、加古川方面から50名が参加され、鍛冶屋営農組合の麦畑見学、春日ふれあい会館でのもち麦昼食と料理体験、また、もちむぎのやかたでの麺の製造工程の見学、ボランティアガイドによる辻川界限での散策を行いました。

2月6日、福崎町地域農業再生協議会主催による農業施策研修会が開催されました。農会長、営農組合員、認定農業者、農業委員、約60名が参加され、県農政環境部農業経営課から、人・農地プラン等についての講演を受けました。

続いて、まちづくり課からであります。福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場アクセス道路、駐車場、観光交流センターなどの整備を5カ年計画で進めています。関係者の皆様のご協力のもと、用地測量、物件調査を行い、順次用地補償交渉を行っています。関係機関との調整や、地域住民の理解を求めながら、事業を推進してまいります。

長野橋は国道312号を補完する幹線道路、町道西治長野線の要として、また、小・中学生の通学路として、特に重要な役割を担っており、歩行者の安全性の向上を目指して、橋側歩道橋整備を進めてまいりました。3月14日開通式を開催し、供用を開始いたします。

続いて、上下水道課からであります。下水道部門では、工業団地の下水道面整備工事（第1工区）や上中島地区の舗装本復旧工事は、早期完成を目指し、鋭意進めているところでありますが、繰越事業となる予定であります。

川端川雨水幹線工事（第2工区）につきましても、同じく繰越事業となります。

また3月に会計システムの導入を図り、公営企業法適用化に向けた取り組みを進めてまいります。

水道部門では、工業団地や山崎配水池、福田水源地の事業につきましては、予定どおり順調に進んでいるところであります。井ノ口水管橋は工期内に完了いた

しました。

続きまして、学校教育課からであります。（仮称）高岡幼稚園建設工事は、2月末に完了し、あす3月7日に竣工式をとり行います。

田原小学校体育館建設工事については、平成26年度、27年度の2カ年事業として工事に着手いたしました。

小学校生活から中学校生活へスムーズに移行し、中1ギャップを解消することを目的として、小学校6年生の中学校への1日体験入学を2月10日に実施いたしました。

続いて、社会教育課からであります。平成26年度福崎町スポーツ功績賞、文化功績賞、吉識雅夫科学賞並びに柳田國男ふるさと賞の伝達式を2月28日に行いました。総勢28名と例年にない多くの方が受賞されました。

平成26年度老人大学終了式を3月5日に文化センターで行いました。

また、新施設さるびあドームのオープンを前に、多くの方に施設を体験いただけるよう無料開放を3月10日から3月31日まで実施しているところでありま

す。以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議 長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号））から、請願第1号、政府による米価対策を求める請願までの43件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

「梅一輪一輪ほどの暖かさ」という句があります。梅の花とともに暖かさが増す季節となってまいりました。

第460回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年は広島・長崎に原爆が投下されて70年、敗戦から70年の年であります。この記念すべき年に当たって、次の4点にふれて、町政を考えてみたいと思っています。

まずは、大戦に関する反省であります。

日本は神国だから戦争に負けないと教えられ、小学生の私はそれを信じていました。やがてポツダム宣言を受諾し、戦争は終わりました。世界じゅうで戦争はもうこりごりとの思いが高揚し、国際連合が組織され、日本は不戦の誓いとして日本国憲法を制定いたしました。

今、日本では憲法の解釈を変更したり、さらに条文を変化しようという動きがありますが、ほんの少しでも戦争体験を有するものとしては、戦争からの教訓を学ばない危険な行為だと思います。

憲法第99条は「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定しており、私は公務員の1人としてこの義務を果たし、町政に憲法を生かす努力をしなければならないと思っています。

第2点目は、改めて、地方自治体とは何かを考えることが大切ではないかと考えています。町は、町民の皆様の願いに応じて政治を行う最も身近な組織ではないかと考えています。

町民の願いは、一つは、元気で各方面で活動ができ、病気になったときは安心してお医者さんに診てもらえること。2番目は、働く場所があって、収入が保障

され、そのお金を使って買い物やレジャーを楽しむこと。3番目は、いじめを受けず、差別されず、地域、職場、学校等で仲よく集団生活ができること。4点目は、自然的にも人的にもよい環境の中で安心して生活ができること。この4点にまとめることができると思います。この思いを施策に生かし、予算を組むことが大切だと思っております。

地方自治は、戦争の反省から憲法の5原則の一つに位置づけられています。沖縄や福島で起こっている事態を見れば、平和で安全な日本を現実にする視点からも地方自治の大切さを理解することができます。

3点目は、町民の貧富の格差の広がりについてどう対応するかということでもあります。

世界じゅうで貧富の格差が広がっています。私には、この格差の広がりが国家や民族間の紛争の要因になっているように思えてなりません。

この間、フランス経済学者のピケティ氏が日本各地で講演をされました。氏の言葉によれば、日本は世界の中で格差の広がりが早いテンポで進行しているとのことでもあります。格差は個人の生活にも自治体のまちづくりにも影響を及ぼし、消費拡大の鈍化と地域間格差となってあらわれています。

国としても、東京一極集中を改めるべく地方創生の方針を打ち出しています。その一つとして連携中枢都市圏制度があります。

私たちはこの方針に示されている国の狙いや予算を理解し、町の施策に生かす努力を進めなければなりません。

その一方で、この方針には新自由主義の考えが塗り込まれているように思えます。新自由主義は強い者が勝って当たり前、弱い者は負けても仕方がないという思いがあり、強者が自由に行動する規制を緩和する方向が各方面で採用されています。町民の願いを守る制度の後退が見られるように思えてなりません。私は自由に競い合うことを全面否定するものではありませんが、ともに生きることを後景に押しやるほど強調することには疑問を持っています。共生、ともに生きるための競争であってほしいと思っております。

第4点目は、福崎町第5次総合計画を本格的に進める年であるということでもあります。第5次総合計画は第4次総合計画の「自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくり」の精神を受け継ぎ、発展させることとしています。

その計画のもと、平成27年度に取り組む主な事業は次のとおりであります。

総務課では、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による率直な意見、提言を町政に反映させるため、女性委員会の活動を引き続き進めてまいります。

昨年、友好都市共同宣言の調印を行った岩手県遠野市と、さらに交流を進めてまいります。

職員研修では、時代の変化やニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修機関での研修や県土木事務所への研修派遣等、研修の充実に努めてまいります。

来年は町制60周年を迎えます。記念事業の計画に当たっては、委員を公募する等、参画と協働で検討を進めてまいりたいと考えております。

企画財政課では、第5次総合計画策定後の最初の予算編成について、基本構想、基本計画の実現に向け、積極的な予算編成を行いました。

健全な財政運営については、我が国の経済は景気が緩やかに回復していると言われていますが、国の深刻な財政状況のもとで地方財政対策の先行きも不透明であり、町税収の見込みも厳しいものがあります。大型事業を進める一方で、中長期的な見通しを念頭に置きながら行政改革大綱の改定に取り組み、安定的な財政運営に努めてまいります。

税務課では、福祉・医療分野や税分野で利用される個人番号制度について、平成28年1月からの実施に向けて、法人や町外住民等登録システムの改修や整備を行います。

平成26年度に導入した滞納管理システムを活用し、業務の効率化を図るとともに、税の公平性の確保に向け、財産調査・納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら、分納誓約書、差し押さえ等の法的措置により、収納率の向上を図ります。また、滞納整理対策委員会においても、関係課と連絡を図りながら、引き続き滞納整理に取り組んでまいります。

地域振興課では、福崎まつりや辻広場まつりを開催し、住民参加による地域活性化を図るとともに、柳田國男が著した妖怪をテーマとした造形コンテストを引き続き実施し、「福崎町と柳田國男」を全国に発信いたします。

また、自律(立)のまちづくり交付金事業を継続し、自治会の知恵と工夫を生かした活動を通して、地域のつながりや自律(立)の力が育まれるよう支援をしております。

商工振興では、本議会に提案をしている福崎町商工業振興基本条例の理念にのっとり福崎町商工会と連携を密にした取り組みを進め、消費喚起の交付金を活用した「なっ得商品券」の倍額発行や町制度融資によって、中小・小規模事業者を支援してまいります。

特産もち麦については、県や商工会等、関係団体と連携をして産地振興を図るとともに、消費喚起の交付金を活用して販売拡大にも取り組んでまいります。

辻川山に天狗の昇降装置を設置し、カップと相乗効果を図るとともに、七種山周辺ではバイオトイレの設置や遊歩道の整備を進めてまいります。

あわせて、もち麦と観光をPRするための動画や情報番組を制作し、ホームページやテレビ番組等による情報発信の強化に努め、観光客の誘致と利便性の向上を図ってまいります。

住民生活課では、平成26年度に実施した子育て世帯臨時特例給付金について、給付金額を3,000円として、引き続き支給を行ってまいります。

個人番号制について、10月から住民票のある方に対して個人番号通知カードを送付し、来年1月から申請のあった方に対して個人番号カードを発行してまいります。

町営住宅の悪質滞納者については、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら、裁判所へ訴えの提起等を行うことにより滞納家賃の減少に努めてまいります。

ごみの減量化・資源化について、広報誌やホームページを活用し、啓発活動を行います。集団回収への積極的な協力や生ごみ減量化機器の利用を推進し、集団回収の奨励と生ごみ減量化機器購入費の助成を続行してまいります。また、分別排出を住民に周知するとともに、排出時の水切りやマイバッグの持参等を呼びかけ、ごみ減量化に努めます。ごみの不法投棄防止対策として、移動式監視カメラを新たに1台ふやし監視強化を図り、環境美化に努めます。

防災対策について、近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため、防災資機材の充実と自主防災組織の育成強化に努めます。

健康福祉課では、臨時福祉給付金について、消費税引き上げに伴う臨時的措置として引き続き実施し、低所得者を対象に1人当たり6,000円の支給を行います。

巡回バスについては、昨年4月から川西地区の定時定路線や郊外便をまちなかに乗り入れる等の変更により利用者がふえてきました。今後も継続して利用者啓発に努めてまいります。

福祉医療助成事業では、中学3年生までの医療費や障害者、母子家庭等の医療費自己負担額無料の取り組みを継続してまいります。

老人憩いの家「文珠荘」については、大広間等の空調設備の更新を行います。

食育の推進については、町の特性を生かしながら、健全な食生活の実践を推進します。肥満率の高い小学生を対象に、保護者も含めた学童肥満予防教室を開催し、家族ぐるみで健康生活の実践を目指します。また、平成26年度から取り組んでいる第2次福崎町健康増進計画と食育推進計画について、平成28年度からの5カ年の計画を策定してまいります。

特産もち麦はβ-グルカンを多量に含む食材として注目されており、他の課と協同して啓蒙、宣伝、普及に努めます。

予防接種事業では、昨年10月に定期接種に追加された乳児期の水痘、高齢者の肺炎球菌予防接種を4月から実施し、対象者に通知して啓発します。

母子保健事業では、乳幼児からの歯の健康づくりを推進するため、新たに6歳の就学前幼児と保護者を対象に、各幼児園等で歯科衛生士による歯科健康教室を開催します。

成人保健では、特定健診やがん検診の受診率向上を図るため、世帯ごとに申込書兼調査票を郵送し、受診勧奨を行ってまいります。

介護保険事業については、保険料等を改正し、第6期介護保険事業計画に沿って介護予防を推進し、サービス提供体制の充実を図ってまいります。

農林振興課では、農政関係について、新たな農業・農村政策が始まります。地域が一体となって強い農林業をつくり上げるため、中間管理機構を活用し、担い手や営農組織への農地の集積化を進めます。水田の活用により、主食用米だけでなく、麦、大豆等、需要のあるものをみずからの判断で意欲のある農業者が生産できるように進め、多面的機能支払いにより、共同管理で農道、水路等の維持に取り組んでまいります。各集落や個人・家族農家において今後の農業をどうするのか、集落内で担い手づくりを進める、人・農地プランについて、地域住民で考え、取り組んでいただくよう推進します。

特産もち麦については、もち麦産地振興協議会による、もち麦の可能性を考えるフォーラムやもち麦体験ツアー等を通して、もち麦の機能性を生かした食育、ブランド戦略を進めます。

農地基盤整備では、圃場整備事業を県営・西治地区と高岡・福田地区で引き続き推進します。

ため池整備事業では、震災対策として桜上池、三谷池、直谷池について、国に防災減災事業の申請を行います。

水利施設整備事業は、西光寺野地区で県営により引き続き実施します。

有害鳥獣対策として、防護柵設置を推進するとともに、集落協力のもと、猟友会による捕獲体制の強化を図ります。

災害に強い森づくりでは、県民緑税を活用し、県営による治山ダムの整備、里山防災林整備、野生動物育成林整備を実施してまいります。

国土調査では、山林の地籍調査を引き続き推進します。

まちづくり課では、JR福崎駅周辺整備について、駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場、アクセス道路、駐車場、観光交流センター等の整備を進めています。関係者のご協力のもと用地買収を進めてまいります。

道路整備について、各集落内の道路の改修や通行に支障を来す危険箇所解消に向けて、安全施設整備についても積極的に進めてまいります。

長寿命化修繕計画に基づき、香福橋補修工事や橋梁の定期点検を実施します。

総合計画改定や都市計画道路網変更等を適正に反映するため、都市計画マスタープランを改定します。また、図書館周辺や高岡小学校周辺等の現状と将来計画との整合を図るため、土地利用計画を見直し、あわせて県条例改正に伴う特別指定区域制度の見直しを進めます。

空き家対策については、空き家情報を提供する「空き家バンク制度」の整備を進め、空き家の倒壊等の事故、犯罪、火災を予防するとともに、町民の生命、身体、財産の保護を図るため、空き家の適正管理に関する条例の制定に取り組んでまいります。

上下水道課では、下水道部門で、平成26年度の繰越事業を進めるとともに、福崎企業団地の下水道面整備工事に取り組みます。雨水事業では、川すそ川雨水幹線の用地買収を進め、福崎駅周辺整備に伴う雨水管渠詳細設計を行います。

水道部門では、企業団地の下水道工事に合わせて仮設工事等を進めます。福田水源地の整備については、年度内完成を目指して進めます。また、耐震化事業として工業団地の上水配水池の耐震2次診断を行います。

学校教育課では、平成27年度から実施する子ども・子育て支援新制度に対応するため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の推進に取り組めます。公立4幼稚園及び私立2園は幼保連携型認定こども園へ移行し、就学前保育・教育の充実に取り組めます。

高岡保育所跡地の駐車場整備、田原小学校体育館建設工事及び小・中学校体育館の吊り天井等非構造部材の耐震改修工事を実施いたします。

小・中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラー等を継続配置し、教育課題の解決に取り組んでまいります。

幼、小、中学校の連携により、小1プロブレム、中1ギャップへの対応の取り組みをさらに進め、中学校英語教師による小学生への英語授業に取り組めます。

児童・生徒の国際理解教育と小学校の英語活動を推進するため、ALT2名を継続配置します。また、イングリッシュフェスティバルを開催し、英語への興味関心を高めていきます。

安全で安心な学校給食に努めます。食育推進計画に基づき、児童・生徒の基本的な食生活・習慣・体づくりと、学校給食における地産地消により、食育を推進します。

社会教育課では、新たにオープンする、さるびあドーム、スケートボード場等が、健康増進や地域振興に資する施設として多くの町民に利用されるよう啓発に努めるとともに、スポーツ大会やイベントを実施します。

多くの社会教育施設でトイレ改修に取り組めます。

県指定文化財・大庄屋三木家住宅は、保存修理工事開始から6年目を迎えます。1期工事も終盤となり、素屋根を撤去し仕上げに入ります。

第36回山桃忌は、石井正己顧問の指導のもと、エルデホールで開催します。今年は柳田國男・松岡家記念館の開館40周年に当たります。「柳田國男の故郷70年」をテーマとし、講演会やシンポジウム、伝統芸能により、「柳田國男生誕の地・福崎町」を発信いたします。

また、柳田國男の功績を顕彰し、民俗学への理解を深めるために昨年から取り組んでいる、柳田國男検定については、初級合格者が受験できる中級コースを設け実施します。

県の補助事業を活用し、辻川界限のまちなみ美化事業を進めます。

図書館は開館10周年を迎えるため、映画会等の記念事業を実施します。また、

応援隊活動を支援し、図書館を基点としたコミュニティ活動の活性化を図ります。

学校の支援事業として「みんなで支える学校・みんなで育てる子ども」をテーマに、登下校の見守り、補充教室や土曜日英語教室等の支援活動を引き続き実施いたします。

文化センターでは、講演会やセミナーを幅広い分野で実施し、生涯学習の拠点としての充実を図ります。

エルデホールの自主事業は、住民みずから企画する提案事業と、地域でのイベントや事業を進めるリーダーを育成する講座を引き続き実施し、住民の自由な創造活動を支援します。

体育館では、各種スポーツ大会や健康教室をさるびあドーム等の体育施設で開催し、町民の健康維持・増進やコミュニケーションづくりに努めてまいります。

各課での取り組みは大体以上であります。

今議会には、議案41件を提出しております。承認案件は専決処分の承認を求めることについて2件です。条例案件は福崎町行政手続条例の一部改正する条例等で19件です。予算案は平成26年度福崎町一般会計補正予算等、補正予算8件、当初予算8件、平成27年度福崎町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を96億4,400万円とするもので、福崎町駅周辺整備や田原小学校体育館の建てかえ等により、総額は過去最大となりました。

その他案件は第6期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定等3件、人事案件は教育委員会制度の改革により、新教育長を任命しようとするものであります。

詳細な説明は各担当課長が行いますので、よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

議長 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。議案によっては複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第 4 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号））

日程第 5 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号））

議長 長 日程第4、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号））及び日程第5、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号））を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 失礼します。

議案第3号、専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

議決期限が3月24日までとなっており、3月の定例会の予定採決日では借入れができないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

第2条として、平成26年度福崎町水道事業会計予算第4条に、本文括弧書き中、不足する額6,908万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,131万7,000円及び、過年度分損益勘定留保資金3,776万3,

000円に改め、資本的収入を8,592万円増額し、7億8,792万円に、資本的支出を600万円増額し、8億5,700万円とします。

また、第5条の企業債の限度額を9,510万円増額し、3億6,730万円とするものです。内容につきましては、資本的収入では、第1項企業債9,510万円の増額につきましては、国庫補助対象事業費の減に伴う、また第2項他会計出資金1,160万円の減額及び第3項補助金878万円の減額並びに給水工事の増や移設工事の増に伴うもの、また第4項工事負担金1,120万円の増額等により、財源構成を見直し、企業債の借入額を増額しております。

また、資本的支出では、第1項建設改良費の600万円の増額は、給水工事の増に伴うものであります。

議案第3号資料としてもお示しをしておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号の説明をさせていただきます。

この専決処分につきましても、企業債の借り入れのための予算最終議決期限が3月26日までとなっているため、議案第3号と同様に、3月の定例会の予定採決日では借り入れができないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により報告し、議会の議決を求めるものであります。

第2条として、同じく平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算第4条に、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額150万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150万円で補填するものとする」を加えます。資本的収入を400万円増額し、1億2,730万円に、資本的支出を550万円増額し、1億2,880万円といたします。

また、第5条の企業債の限度額を4,340万円増額し、5,580万円とするものでございます。内容につきましては、資本的収入では、第1項企業債4,340万円の増額と、第2項工事負担金3,940万円の減額は、下水道の補償対象工事等の減によるものでございます。

資本的支出では、建設改良費550万円の増額は、工事施工内容の変更に伴うものです。

議案第4号資料をまた添付をしておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

両議案ともご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

- | | | | |
|-----|---|-------|----------------------------------------|
| 日程第 | 6 | 議案第5号 | 福崎町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 7 | 議案第6号 | 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 8 | 議案第7号 | 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 9 | 議案第8号 | 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |

議 長 日程第6、議案第5号、福崎町行政手続条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第8号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

各案に対する担当課長に説明を求めます。

総務課長 議案第5号、福崎町行政手続条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

行政手続条例は、行政手続法の趣旨にのっとり、町に対して申請等をする町民を守るためつくられたもので、行政運営における公正かつ透明な処理手続を定めたものであります。

このたびの改正は、行政手続法の改正に合わせ、同様の内容を条例に追加し、町民の権利、利益の保護を拡充しようとするものです。

議案第5号資料の新旧対照表で説明いたします。1ページをお開きください。

適用除外、第3条は文言の整理です。1ページから2ページにかけてですが、行政指導の方式、第33条に第2項を追加します。行政指導に携わるものは、行政指導をする際に、その権限を行使し得る根拠等を示さなければならないことといたしました。

行政指導の中止等の求め、第34条の2の追加は、法令に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思慮する場合には、その行政指導の中止を求めることができることとしました。

3ページをごらんください。第4章の2、処分等の求め、第34条の3の追加は、法令違反の事実を発見した場合に、誰でもそれを是正するための処分等を求めることができる制度を創設するものです。

なお、この条例は法律の施行に合わせ、平成27年4月1日から施行します。

次に、議案第6号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置き、教育委員長はなくなるため、所要の改正をするものです。

議案第6号資料の新旧対照表をごらんください。

別表第1、第2条関係の区分中、教育委員会委員長を削除するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく新教育委員会制度の概要は、議案第43号資料の2ページに添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第7号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が一般職から特別職に変更になることから、本条例に教育長の給料月額62万円等を追加するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行し、福崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例は廃止いたします。

続きまして、議案第8号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

この議案は、平成26年8月の人事院勧告のうち、給与制度の総合的見直しを実施するためのものです。

議案第8号資料の1ページをごらんください。

改正の主な内容は、お示ししているとおりです。第18条第2項は単身赴任手当について、基礎額を2万3,000円から3万円に引き上げ、加算額を4万5,000円を超えない範囲から7万円を超えない範囲に引き上げるものです。

2ページをごらんください。

第29条の2の改正により、再任用職員にも単身赴任手当が支給されることとなります。

別表第1第7条関係は、行政職給料表を改めるもので、地域間の給与配分と世代間の給与配分を見直し、平均で給料表水準を2%引き下げるものです。

なお、今回の人事院勧告を踏まえて行う制度の総合的見直しに伴う影響額は、年間で約720万円の減額となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。4議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 提案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開時刻は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時55分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、志水局長は体調不良のため、ただいまから清水係長が局長席に座りますので、よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第9号 福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議 長 日程第10、議案第9号、福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

学校教育課長 失礼をいたします。

議案第9号、福崎町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、説明申し上げます。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改正により、教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件を規定する教育公務員特例法第16条が削除されたことに伴い、新たに教育長の勤務時間その他勤務条件を定めることが必要となったことから制定しようとするものです。

第1条は条例の趣旨、第2条は勤務時間、休暇等について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によると規定しています。第3条は、職務に専念する義務の免除について、福崎町教育委員会の所管に属する職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によると規定しています。

この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第11 議案第10号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第11号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第11、議案第10号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、及び日程第12、議案第11号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 議案第10号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し

上げます。このたび、町内に鉱泉を利用した施設が竣工し、運営を始めたため、鉱泉浴場を利用する入湯客に対し、入湯税を課すために、町税条例に条文を追加する改正でございます。議案第10号の説明資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ごらんください。

町税条例の条文改正として、目次中、第2章第6節特別土地保有税の次に、第3章として目的税を、第1節で入湯税を追加するものです。

第3条第2項で税目に目的税として入湯税を加えるもので、その収入については、鉱泉源の管理や環境衛生施設、消防施設の整備、観光振興等の施策の財源に充てることとして制定するものです。

第6条の2は、議案第5号の福崎町行政手続条例の改正で、第33条第2項及び第3項が上位法の改正により、1項ずつ繰り下がることにより、引用にする町税条例の条文も同様に繰り下げるものです。

第19条は、延滞金に関する規定で、引用する条項の整備と、入湯税もその対象に加えるもので、本文の利率については、附則第3条の2より、特例延滞金率で適用されることとなります。

第20条では、うるう年の延滞金の割合の基礎となる日数の計算規定で、入湯税も対象に加えるものです。

改正前の条例において、特別土地保有税の納付手続を記述した第141条を、第140条の4に繰り上げ、改正後において新設する入湯税の規定を、標準条例と同様に第141条から条文に追加するものです。

第141条は、入湯税の納税義務者等で、鉱泉浴場における入湯客に課するとしています。

第142条は、入湯税の課税免除規定で、小学生以下、または年齢12歳未満のもの、共同浴場及び一般公衆浴場に入湯するものは課税免除としています。

第143条は、入湯税の税率で宿泊を行う場合は150円、それ以外は50円としています。

第144条からは、徴収の方法等、入湯税における事務手続を示しており、第144条では徴収の方法を、第145条は徴収の手続、第146条は不足金額等の納入の手続、第147条では徴収義務者の経営申告、第148条では帳簿の記載事務を、第149条では帳簿記載の義務違反における罰則規定を設けています。

附則第1条で、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、附則第2条で、経過措置として、改正条例の施行前に既に経営を開始している場合は、平成27年4月30日までに経営申告するものとしています。

以上で、議案第10号の説明といたします。

次に、議案第11号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、町民税、固定資産税、国民健康保険税の集合徴収について、定めているものです。

議案第11号説明資料に、条例の新旧対照表と徴収の特例概要をお示ししておりますので、ご参照ください。

今回の改正は、3税を集合させて、6月から翌年の3月までの10回に分割、納税者が納付しやすく、また税額の変動も少なくしているもので、本町においては、この制度が常態化となっており、本条例が平成27年3月31日をもって効力がなくなります。これまで2年間の期限を区切って延長してきたものから、平成27年4月1日から期限を区切らず恒常的な内容に改正しようとするものです。改正附則条例は、公布の日から施行いたします。

両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4 議案第 1 3 号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5 議案第 1 4 号 福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基
準に関する条例の制定について
日程第 1 6 議案第 1 5 号 福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係
る基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7 議案第 1 6 号 福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について
日程第 1 8 議案第 1 7 号 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために
必要な基準を定める条例の制定について

議 長 日程第 1 3、議案第 1 2 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
についてから、日程第 1 8、議案第 1 7 号、福崎町地域包括支援センターが包括
的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定についてまでを一括
議題といたします。

各案について、担当課長に説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 1 2 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説
明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正により、福祉医療費助成条例が引用している
所得による支給制限について、地方税法の各項が 1 条追加され、条項が繰り下
がったため整備するもので、内容は従来どおりで改正はございません。

一部改正について説明します。議案第 1 2 号資料の新旧対照表をごらんくださ
い。

所得による支給制限で、第 4 条第 2 項の重度障害者の所得制限について、表中
同法附則の第 5 条の 4 の 2 第 5 項を第 6 項に改め、第 3 号の乳幼児、第 4 号の子
ども医療もそれぞれ同様に改正するものです。

2 ページの概要ですが、引用しております地方税法の内容につきましては、平
成 2 2 年度から平成 3 9 年度までの町民税所得割について、住宅借入金等特別税
額控除の適用を受けた場合でございます。福祉医療助成では、この控除額は加算
して算定することとしております。

附則としまして、この改正は公布の日から施行し、適用は地方税法の改正が施
行された平成 2 7 年 1 月 1 日から適用するものです。

また、条例の適用日前に行われた医療の給付に関する所得による支給制限につ
いては、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 1 3 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例につい
て、ご説明申し上げます。

今回の改正は、第 6 期介護保険事業期間の平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで
の 6 5 歳以上の 1 号被保険者の保険料を改正するものと、指定介護予防支援事業
者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める改正及
び介護予防、日常生活支援総合事業等の実施時期の猶予に関する改正を行うもの

です。

議案資料、議案第13号の資料1ページから7ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料5ページをごらんください。

資料5ページの左の欄は、第6期介護保険料に係る保険給付費の推計です。保険給付費は平成26年度までの実績を踏まえ、3年間の要介護認定者数の増加や制度改正、また地域密着型サービスの充実計画を勘案し策定しました。平成27年度は対前年度比103.8%増、平成28年度は104.3%増、平成29年度は107.4%を見込み、3年間の給付費総額は42億8,643万1,000円、地域支援事業費は給付費の3%で1億2,931万8,000円を見込みました。

右の欄は保険料の算定です。Aの給付費とBの地域支援事業費の合計に、Cの負担率22%を乗じ、調整交付金の基準額5%の差額を加え、保険料軽減のため、財政調整基金を4,200万円繰り入れ、被保険者数と収納率で割り、月額保険料基準額を5,280円としました。

なお、このたび提案しております保険料は、介護報酬改定を見込んでおりません。介護報酬については、平均マイナス2.27%の改正がされることとなりますが、その詳細な改定内容が公布された時点で、再度保険料の算定を行い、4月以降にマイナス改定分を考慮した保険料を再度提案する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料4ページをごらんください。

右欄の改正後の表が、平成27年度からの第6期の所得段階別の保険料です。第5段階が基準額で、月額5,280円、年額6万3,300円となり、第5期と比較し10%増となり、年間では5,700円の増額となります。

今回の改正点は、国が示す保険料段階に合わせ、所得水準に応じた軽減をするため、第7段階を第10段階に細分化しています。細分化は、左の表の第5期の第1段階、第2段階を、第6期では第1段階とし、第5期の第3、第4段階で急激な保険料上昇を緩和するための措置として設けた3-1及び4-1の段階を恒久化し、6期では第2段階から第5段階として、新たに第6段階を設け、合計所得金額を120万円未満とし、基準額に対する割合は125%から120%に軽減します。対象者は789人です。また、第8段階を設け、合計所得金額を290万円とし、150%から145%に軽減します。対象者は366人の見込みです。

それでは、条例の改正について、ご説明いたします。資料1ページをごらんください。

第2条第1項の改正は、年度を平成27年度から29年度までとする改正です。

次に、保険料の年額を、先ほどの資料4ページのとおり、第1号は第1段階3万1,600円から、第10号は第10段階10万7,700円まで、それぞれ改正します。

第2項から第5項の改正は、資料4の所得段階の所得額の改正で、第2項は6段階を120万円未満に、第3項は7段階を190万円未満に、第4項は8段階を290万円未満に、第5項は10段階を400万円以上とする改正です。

2ページの第4条第3項の改正は、第2条第1項の上位法令の改正による条文の整理でございます。

次に、13条の改正は、資料の6ページをごらんください。

資料の6ページの左の上段ですが、第13条項第115条の22第2項第1号

の条例で定める者は法人とする、の条文を追加するもので、この条文は指定介護予防支援事業者は法人であることを規定します。この事業者は、要支援1及び2に認定された人の介護予防プランの計画を立てるケアマネジャーの事業所のことです。上位法令の改正により、申請者の法人形態に関する基準は町条例に委任されることになり、厚生労働省令で定める基準と同様に法人とするものです。

福崎町では、町直営の地域包括支援センターだけが町の指定を受けている事業所です。この事業所の指定は民間事業者をしていることができ、その場合の法人格の有無について、規定しているものでございます。

次に、附則の規定についてです。

介護保険法の改正により創設された新しい介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置の規定で、それぞれの事業を円滑に実施するために、実施時期を規定するものです。

要支援者等を対象とする、この総合事業は、平成27年度から随時開始し、平成29年4月までに実施し、第2項に定める包括的支援事業は、平成30年4月までには全ての自治体の実施することとされています。しかし、その準備には時間を要することから、平成27年度に開始できない場合は条例で猶予期間を設ける必要があります。

福崎町では現在これらのサービスの提供が十分とは言えないことから、平成29年4月からの実施とするものでございます。

第6条第1項の規定は、法第115条の45第1項に規定する介護予防日常生活支援総合事業を平成29年4月から行うことを定めるものです。

右欄の第2項に規定する法115条45第2項第4号に掲げる事業は、在宅医療と介護の連携の推進で、医療に関する専門的な知識を有するものが介護サービス事業者と医療関係と連携し、情報を提供、共有し、推進する事業です。

第2項第6号に掲げる事業は、認知症総合支援事業で、認知症であるもの、またはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業です。

それぞれ平成29年4月から行うことを定めるものです。

次に、7ページをごらんください。

平成29年4月から行います予定をしております介護予防日常生活支援の構成図です。

要支援1及び2の方の訪問介護、通所介護のサービスが、介護予防給付から新しい総合事業の位置づけとなり、主に訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等に変わります。どのようなサービスが必要となり、また、提供できるか、今後アンケート等を取り、検討していきます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行し、経過措置として、26年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第14号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案第14号の資料をごらんください。

概要説明です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律において、介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令等で定められていた基準について、町条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものです。

制定します指定介護予防支援事業者とは、介護予防、介護認定の要支援1及び

2に認定された人の介護予防のケアプランを作成し、介護予防のための効果的な支援を行う事業所です。

福崎町は福崎町地域包括支援センターを指定介護予防支援事業者として、指定しております。

この条例制定については、町の実情に応じ異なる内容として参酌し定められたものは、兵庫県条例、福崎町暴力団排除条例に基づき、第2条第5項で暴力団員等であってはならないこと、第2条第6項で、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならないことを追加し、また、兵庫県条例に基づいて、29条中において、書類の保存年限を2年から5年に変更しています。

他の条項は厚生労働省令で定める基準と同様としています。

それではもとの議案の条例に戻っていただきまして、概要を説明します。

条例の内容は、第1章は総則で、第1条では事業に関する趣旨、第2条は基本方針です。

第2章は第3条から4条の人員にかかわる基準で、第3条では従業者の員数を1以上の保健師、その他知識を有する職員の設置を定めています。

第3章は運営に関する基準で、第5条の内容及び手続の説明及び同意から、第29条の記録の整備まででございます。

第4章は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で、第30条の基本的取扱方針から、第32条の提供に当たっての留意点まで、第5章は基準該当介護予防支援に関する基準を定めています。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、この条例の施行日前、以前に完結したものについては、従前の例によるものとします。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第15号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、上位法令の介護保険施行令、施行規則の改正に伴い一部改正するものです。

議案第15号資料1ページから34ページに改正の概要、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の1ページをごらんください。主な改正について、説明します。

地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護の事業所についての改正で、このサービスは施設への通いを中心として、短期間の宿泊や利用者の自宅への訪問介護を組み合わせる事業です。

改正の内容は第85条第1項の改正では、現行の登録定員数を25人から29人に改正し、4人増とするものです。

また、第2項第1項の改正では、デイサービスと同様の通いサービスの利用定員を現行登録定員の2分の1から15人までを、登録定員数により規定し、登録26人または27人では16人、29人では18人までとする改正です。泊まりの利用者は9人以下で改正はありません。

この事業所は町内に二つ事業所があり、26年12月の介護給付の利用実績は29人でございます。

次に、右欄は複合型サービス事業所の名称の改正です。この事業所は右欄の小規模多機能型居宅介護に看護師などによる訪問介護を組み合わせた事業所です。改正の内容は第90条の改正で、複合型サービスの名称を看護小規模多機能居宅介護に改正するものです。

また、194条第1項2項の改正で、小規模多機能型居宅介護と同様に、登録定員を29人、通いサービスの利用者数は最大18人までに改正するものです。現在、町内にはこの事業所はございません。

次に、2ページをごらんください。認知症対応型共同介護グループホームの事業所の改正です。

この事業所は認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、グループホームでは一つの共同生活居宅に9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送るもので、現在、現行では一つの事業所は二つのユニットまでとされていますが、今回113条第1項に改正では、事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情により、事業所の効果的運用に必要と認められる場合は、一つの事業所における共同生活住宅の数を3とすることができる旨の条項を追加する改正です。一つの事業所で特例として3ユニットとすることができる改正です。

現在、町内には事業所は三つあり、5ユニットあります。26年12月の利用実績は40人です。

第6期事業計画では、平成29年3月から現在の5ユニットから1ユニット9人の増設を見込んでおります。

次の、資料3ページから8ページは新旧の改正概要をお示ししていますが、今、説明をしました改正以外には、上位法令の改正による引用している条文の改正や、名称の改正、また不足した条文の追加、及び文言等の改正等がございます。

附則としまして、この条例は27年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第16号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

このたびの改正は、先ほど議案第15号と同様に、上位法令の改正により、一部改正するものです。

先ほどの議案第15号は、介護認定が1から5までの方が利用できるサービスで、この議案第16号の条例は介護度が要支援1及び2の方が利用できる介護予防サービスです。

議案第15号条例と比較しますと、条例の名称に介護予防がつき、別の条例ではございますが、介護予防サービスを提供する事業所は介護も予防も兼ねており、福崎町では予防サービスも介護サービスと同じ事業所を指定しております。

議案第16号の資料1ページから12ページに改正の概要、新旧対照表をお示ししておりますが、改正する内容は議案第15号と同様でございます。先ほどの議案第15号の資料1ページをごらんください。地域密着型サービスの予防介護、小規模多機能型居宅介護の事業所は条例第47条第1項の改正で、内容は登録定員を29人、通いサービス利用定員を最大18人までの改正で、同様の改正となります。この介護予防サービスの12月の利用者は4人でございます。

右欄の複合型サービスは、要介護の方の利用となり、介護予防サービスでは利用ができませんので、この予防サービスの条例には規定されておられません。

次に、資料2ページをごらんください。

介護予防認知症対応型共同生活介護・グループホームの事業所は、条例第74条の改正で、改正内容は同様に、地域の実情により、一つの事業所における共同生活住居の数を3とすることができる旨の条項を追加する条例です。26年12

月の予防給付の利用者はありません。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第17号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案第17号の資料をごらんください。概要説明です。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律において、介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生労働省令等で定められた基準について、町条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するもので、省令の基準と同様の内容としております。

福崎町地域包括支援センターは、平成18年4月に介護保険の地域支援事業を効果的に行うため、職員4名を配置し、開設しました。

包括的支援事業とは、高齢者の介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務や権利擁護業務等を行い、高齢者や家族をいろいろな面から支えている事業です。

もとの条例の議案にお戻りください。

条例の内容は、第1条は趣旨を定めております。第2条は包括的支援事業を行う基本方針を定めています。第3条は第1号被保険者の数に応じ、職員数を定めるもので、一つの地域包括センターが担当する区域における常勤職員は、おおむね被保険者数3,000人以上6,000人未満では、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を、それぞれ1人置くことを定めています。

福崎町の65歳以上の第1号被保険者数は、1月末で5,118人です。この規定のこの第1項の規定が適用されます。第2項は第1号被保険者の数が3,000人未満の場合、その数に応じた職員数を配置できる規定です。

第4条は適正かつ中立な運営の確保を定めています。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行します。

以上で、議案第12号から17号までの説明を終わります。

6議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第19 議案第18号 福崎町商工業振興基本条例の制定について

議長 日程第19、議案第18号、福崎町商工業振興基本条例の制定についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

地域振興課長 議案第18号、福崎町商工業振興基本条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本町は東西南北の幹線道路が交差する交通の要衝という立地条件のよさから、全国規模で展開される大型店やチェーン店等商業施設の進出が続き、周辺市町からの買い物客もふえて、大変にぎわっております。その一方では、福崎駅前など、旧来からの商店街の衰退が進んできました。

工業では、工業団地に多くの優良企業が立地し、雇用の拡大や地域経済の発展がもたらされました。しかし、地元下請業者では、大企業の経営効率化等による影響を受けて、転業、廃業に追い込まれる事業者も後を絶たないなど、厳しい一面もあります。

このような状況の中で、福崎町商工会では会員が減少傾向にあり、これまで町内の商工業者が地域の人々と守ってきた文化や伝統、安全・安心など、地域の活気と魅力が失われかねない状況にあることを懸念されまして、町内の全ての商工

業者や商工団体などが団結して、町民とともに活気と魅力あるまちづくりを推進する必要があるという観点から、その理念を定めた条例の制定を強く要望されました。

これを受けて本町では、昨年10月に商工団体関係者や行政機関、一般公募委員などによる、(仮称)福崎町商工業振興基本条例検討委員会を設置して、4回にわたって条例案の検討をしていただきました。

本件は、この検討委員会からの提言があった内容に沿った条文構成で、条例制定を提案するものでございます。

それでは、条例案に沿って、ご説明を申し上げます。

議案第18号資料として、条例本文の条ごとに説明を付したものを添付しております。こちらをごらんいただきながら、説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案第18号資料1ページをお開きください。

第1条は目的でございます。この条例は本町の商工業の振興に関する基本方針並びに町商工業者、商工団体及び町民の役割など、参画と協働による商工業の持続的な振興を図るための理念を定めることによって、地域産業の活性化や活力ある地域社会の実現、また、町民生活の向上などに寄与することを目的として制定するものです。

第2条では、本条例における主な用語の定義を定めております。第7号の大型店の定義につきましては、大規模小売店舗立地法が、店舗面積1,000平方メートルを超えるものを大型大規模小売店舗として規定しているところですが、本条例案では、出店に対する調整を規定してありました旧のいわゆる大店法の対象面積である500平方メートルを超える店舗、これを大型店と定義をしております。

第3条は基本方針で、商工業の振興は商工業者みずからの創意工夫及び自助努力をもとにして、町、商工業者、商工団体及び町民が協働して推進することを基本としております。

第4条は基本施策で、この基本方針に基づく施策として、各号で規定をしております。町の商工業振興を図る上では、中小企業者及び小規模企業者の振興が重要であるということから、特に中小企業基本法を踏まえた施策を明記したところでございます。

第5条は町の責務で、町は、国、県、商工団体等と連携、協力して、商工業の振興のため必要な施策及び支援を実施すること、第2項では、町による財政措置の必要性を明記しております。

第6条は商工業者の責務について定めております。地域社会との調査、まちづくり活動への参加、協力とともに、商工業の振興には、商工団体の活性化が不可欠であることから、第4号及び第9号では、商工業者の商工団体への積極的な加入を促す条文を明記いたしました。

第7条は商工団体の責務で、商工業者への支援は当然のこととして、地域社会への貢献、行政及び町民との連携と協働について明記しております。

第8条は町民の理解及び協力で、商工業の振興が町民生活の向上に寄与することから、広く町民に商工業振興への理解及び協力を求めることとしております。

第9条は条例の普及啓発でありまして、協働して商工業の振興に取り組んでいくために、当条例を広く商工業者や町民に周知し、理解を得ることが重要であるため、この条文を明記しております。

第10条は検証及び評価であります。商工団体と連携を図った上で、第4条の基本施策を中心に、条例に則した検証と評価を実施しまして、商工業の振興施

策への反映を図ることとしております。

第11条は規則への委任条項であります。現時点では委任すべき具体的な事項はございませんので、規則等の制定は予定しておりません。

なお、議案に添付の条例案、附則に書いておりますとおり、施行期日は平成27年4月1日からとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第20 | 議案第19号 | 福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 福崎町立認定こども園設置条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第21号 | 福崎町学校及び児童福祉施設給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第22号 | 福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について |

議 長 日程第20、議案第19号、福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてから、日程第23、議案第22号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。各案について、担当課長に説明を求めます。

学校教育課長 議案第19号から22号まで、4議案について説明申し上げます。

まず、議案第19号は、福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定です。

この条例は、4月からスタートする子ども・子育て支援新制度に対応するため、子どもが施設型給付サービス等を利用した場合の利用者負担額を定めようとするものです。

条例第1条は条例制定の趣旨、第2条は利用者負担額、第3条は利用者負担額の軽減、第4条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

議案第19号資料1ページから3ページに委任する規則案を、4ページに利用者負担額案の一覧の表をお示ししています。

現時点では、国の利用者負担の基準額が確定していないため、利用者負担額(案)としております。

資料4ページをごらんください。

上段の幼稚園保育料に当たる1号認定の利用者負担額は、国の指針に基づき、これまで5,000円の定額制であったものから、保護者の所得に応じた応能負担といたします。1号認定の額は、国の基準額をもとに、2号認定の利用者負担額との整合を図りながら決定いたします。

なお、制度変更に伴い、保護者負担が急増しないよう、初年度は軽減措置を設け、5年をかけて本来の額となるよう、段階的に利用者負担額を引き上げていきます。

2号、3号認定の利用者負担に係る国の示す基準額案が、本年度の額と同じになっていることから、福崎町の2号、3号認定の利用者負担額も本年度の保育所保育料と同じ水準としております。

この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。なお、この条例の施行に伴い、福崎町立幼児園保育料徴収条例及び福崎町幼稚園就園奨励費に関する条

例を廃止いたします。

以上、議案第19号の説明といたします。

次に、議案第20号は、福崎町立認定こども園設置条例の制定についてです。

この条例は、町内の福崎幼児園、田原幼児園、八千種幼児園及び高岡幼稚園と高岡保育所を統合する高岡幼児園を、4月から幼保連携型認定こども園へ移行することから、公立認定こども園4園の設置を定めるものです。

なお、名称については、これまで使用していた幼児園といたします。

第1条は認定こども園設置の趣旨、第2条は用語の定義、第3条は認定こども園の名称と位置、第4条は保育料、第5条は規則への委任を規定しています。

この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。なお、この条例の制定に伴い、福崎町立幼稚園設置条例、福崎町保育所設置条例及び福崎町幼児園設置条例を廃止いたします。

以上、議案第20号の説明といたします。

続いて、議案第21号は、福崎町学校及び児童福祉施設給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例についてです。

新年度から町内の幼児園、幼稚園、保育所を幼保連携型認定こども園へ移行することから、給食センターが提供する給食の実施対象施設のうち、保育所が認定こども園に変わります。このため、第1条中、保育所の根拠法であった「児童福祉法第24条」を「認定こども園の根拠となる就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条」に、また、「保育所の措置児童」を「認定こども園の児童」に変更する改正を行うものです。

議案第21号資料に新旧対照表をお示ししています。

この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。

以上、議案第21号の説明といたします。

次に、議案第22号は、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてです。

児童福祉法の一部改正により、平成27年4月から放課後に留守宅児童を預かる学童保育園の対象児童が、これまでのおおむね10歳未満から小学生へと拡大されます。このため、福崎町においても、学童保育対象範囲を「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に拡大しようとするもので、条例第4条第1項中、「小学校1年生から3年生まで」を「小学生」に改めるものです。

議案第22号資料に新旧対照表をお示ししています。

この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第19号から議案第22号の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

日程第24 議案第23号 福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第24、議案第23号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

社会教育課長 議案第23号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例は、昨年12月議会において可決をいただきましたが、あわせて附帯決議が示されまして、全議員の賛成で

可決されました。

この改正条例は、その附帯決議を議会基本条例第20条により最大限尊重した結果、一部を改正しようとするものでございます。

それでは、議案第23号の資料1ページをお開きください。

附帯決議は4項目に分かれておりますので、項目ごとにその対応を説明させていただきます。

まず、1項目めは、屋外体育施設第3グラウンドについては、設置目的以外にも社会的貢献度の高い文化、芸術振興、地域振興、産業振興など、最大限の利用を図るように努めることとあります。これに対応するため、資料右の1番になりますが、特に第3グラウンドにおいては、営利での利用も可能となるよう、第6条を改正いたしました。

また、第1条に太線の地域振興に寄与する旨を加えることにより、施設全体の活用の範囲を広げ、防災・減災施設の内容をより具体的に表示するため、文言を追加いたしました。

次に、附帯決議の2項目めでは、利用料金は適正妥当な使用料金体系とすることとあります。これに対応するため、通常利用については、他のスポーツ施設との関連もあり改正せず、営利を可能とした第3グラウンドの営利利用の使用料を追加いたしました。使用料の決定に当たっては、営利利用が可能なエルデホールなどを参考に、半日が1万円、1日が2万円といたしました。

第3グラウンドについては、スケートボード場など使用料を取らない施設もあることから、有料施設を特定するため、別表の使用料及び照明設備の第3グラウンドの右にさるびあドームの文言を加えました。また、別表の照明設備において、1時間当たりの利用料となっていました。使用料に統一いたしました。

次に、附帯決議3項目めでは、第1グラウンドや第2グラウンドという名称では施設の特定が難しい。親しみのある、わかりやすい名称をつけるように配慮することとあります。名称については、ドームは愛称募集を実施しました。他の施設については、どうするのかも含め、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

4項目めは、議会基本条例第20条の規定に基づき、附帯決議の内容を尊重するとともに、町民からの意見も参考に、本条例に必要な措置を講じることとあります。

今回、この改正条例は、議会基本条例第20条を最大限尊重した結果、上程したものでございます。また、施設オープン後は、利用者の意見にも十分留意しながら、必要とあれば柔軟に条例改正等を図るように努めます。

なお、この条例は平成27年4月1日施行としております。

既に、現条例に基づきまして、第3グラウンドの啓発活動は実施しておりますが、この条例を可決いただければ、改正内容については広報やホームページで周知を図ります。

資料2ページ、3ページは新旧対照表をつけておりますが、先ほど説明したとおりでございます。

以上、議案第23号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 日程第25、議案第24号、第6期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

健康福祉課長 議案第24号、第6期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、ご説明申し上げます。

この計画は、老人福祉法に基づき、高齢者福祉事業に関する施策の方向性等に関する事項を定める高齢者福祉計画と介護保険法に基づき、円滑な実施に関する事項を定める介護保険事業計画を定めたものです。

計画の策定に当たり、福崎町議会基本条例第22条第5項の規定により、議会の議決を求めるものです。

介護保険事業が平成12年に創設されて15年が経過しました。第6期の期間は平成27年度を初年度とし、29年度を目標とする3年間を計画期間とします。

この計画は第1章、計画策定の趣旨から、第6章の介護保険料の算定までの構成としております。

主なものを説明します。4ページをごらんください。

年齢別人口と高齢化率の将来予測です。平成27年から団塊の世代が75歳の後期高齢となる10年後の平成37年までの推計です。人口は1万9,452人から、平成37年には1万8,664人となり、788人、4.1%減少しますが、65歳以上の高齢者は5,155人から5,380人となり、225人、4.4%の増となり、平成37年の高齢化率は28.8%で、2.3ポイント上昇する見込みです。

次の9ページから14ページは第5期3年間の高齢者に関する事業の実施状況で、各種の介護予防事業を実施しています。

次に、15ページから21ページまでは、65歳以上の方を対象に実施したアンケート調査から見る現状を掲載しています。

次に、第6期事業計画における改正点や地域密着型サービスの整備の充実について説明します。33ページをごらんください。

33ページの(3)介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、この事業は平成27年度から順次開始し、29年4月には全ての自治体を実施することとされています。福崎町では、条例で猶予期間を設け、29年4月からの開始としています。

次に、38ページをごらんください。

38ページの一番下の表ですが、第6期計画から地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられました。平成30年3月までに実施することになります。福崎町では神崎郡医師会等の協力を得ながら、平成29年4月から事業を推進していく予定です。

次に、48ページをごらんください。

48ページの一番上の欄の認知症対応型共同生活介護グループホームですが、現在5ユニットありますが、今後の方向性では28年度中に1ユニットを新たに設置します。28年度中としていますが、平成29年3月からの開設予定です。

上から三つ目の欄の定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてです。このサービスは、49ページ上段に掲載していますが、在宅医療を支えるため、日中夜間を通じ短時間の定期巡回により訪問し、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供するもので、現在、福崎町にはありません。平成28年度中の平成29年3月から1事業所を開設する予定です。

次に、61ページをごらんください。

61ページは認知症高齢者等への支援です。9行目ですが、認知症総合支援事業が法改正により、新たに地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられました。この事業は①の認知症初期集中支援推進事業を含め、三つの事業を総合的に行うこととされました。福崎町では、平成29年4月からの実施予定で計画しています。

次の72ページは、第6期の主な改正点を掲載しています。

次に、74ページから83ページまでは、平成27年度からの3年間の介護認定者の見込み数、各サービスの利用者数、サービス給付費の見込みを掲載しています。

次に、84ページをごらんください。（6）介護報酬改定です。

84ページの（6）では、平成27年度報酬改定においてはマイナス2.27%の改定率となりますが、サービスごとの詳細が未公布のため、反映をしておりません。詳細が公布されてから再度算定し、保険料を検討する予定です。

次に、88ページをごらんください。

88ページでは、現時点での保険料は表のL欄で、月額保険料基準額は5,280円としています。第5期と比較しますと、480円の増額、10%増となります。

次に、89ページは所得段階別保険料で、1段階から10段階とします。

なお、低所得者の保険料軽減については、上位法令の公布後に改正をする予定です。

以上で、事業計画の説明を終わります。ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第26 議案第25号 福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定について

議 長 日程第26、議案第25号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

学校教育課長 議案第25号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の策定について、説明申し上げます。

福崎町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度に基づく、今後の福崎町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として位置づけられるものです。

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、福崎町子ども・子育て会議を設置し、計画策定に反映するために、さまざまな意見をいただきました。

子育て支援に関する生活実態や要望、意見を把握するため、平成25年11月に就学前児童または就学児童を持つ保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

また、パブリックコメントを実施し、住民意見の反映に努めました。

それでは、議案に沿って説明申し上げます。

第1章は計画策定の趣旨と背景、計画期間、策定体制を、第2章は4ページからで、福崎町の子どもと子育てを取り巻く現状として、人口等の状況、これまで

の子育て支援施策の分析評価、アンケート調査から見た子育て支援ニーズについて記載しています。

第3章は22ページからで、計画の基本的な考え方を示しています。基本理念を「地域がともに支え合い、全ての子どもと子育て家庭が安心して健やかに暮らせるまち ふくさき」と定め、基本目標として、1、地域における子育て支援、2、母親及び子どもの健康の確保、3、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4、子育てを支援する生活環境の整備、5、仕事と子育ての両立の推進、6、子ども等の安全の確保、7、要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進と規定しています。これらは、前計画である福崎町次世代育成支援対策行動計画を継承したものとなっています。

第4章は28ページからで、施策の展開として、第3章で定めた七つの基本目標ごとに基本施策を定め、現状と課題、今後の取り組みについて記載しています。

このうち、47ページからの基本目標5、仕事と子育ての両立の推進においては、1、教育・保育提供区域の設定、2、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保、3、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保、4、教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の4点を新たに定めています。

1の教育・保育提供区域については、本町では小学校区ごとの状況を考慮した供給体制の充実を図りながら、町全体を一つの区域と定めます。

2の教育・保育の量の見込みと提供体制については、認定こども園の整備により、教育・保育の必要量を確保できる状況にあります。

3の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制については、病児保育等一部の事業に今後の検討課題を残しているものもありますが、時間外保育、子育て支援拠点事業など、ほぼ見込み量を確保できる状況にあります。

第5章、計画の推進は70ページからで、計画の点検、評価、計画の推進体制等を定め、関係機関が連携して計画の推進に取り組み、子ども・子育て会議の意見を聞きながら、計画の振興を管理していくことを規定しています。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

議長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開時刻を13時といたします。

◇

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第27 議案第26号 平成26年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について

議長 日程第27、議案第26号、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第26号、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億5,630万円を減額して、補正後の予算総額を84億3,220万円とするものです。

歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示しをしております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定いたします。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきましては、第1表でご説明を申し上げますので、議案の3ページをお開きください。

歳出の補正の主なものは、増額要因といたしましては、国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型交付金で8事業、事業費合計で2,400万円、地域消費喚起・生活支援型交付金で5事業、事業費合計で2,600万円を計上し、全額繰り越しをいたします。

国の交付金充当事業につきましては、議案第26号資料の2ページから3ページに添付をしておりますので、ご参照ください。

減額の大きな要因としましては、民生費、児童福祉費では高岡幼稚園の建設費で、7,130万円の入札による減、土木費、都市計画費では駅周辺整備事業の一部が採択されなかったことや、駅西地区の代替地整備を27年度で実施するため、町土地開発基金からの用地の買い戻し分を含め、1億5,140万円を減額するものです。

一方、1ページ、2ページの歳入では、先ほどの歳出の増減に伴いまして、それぞれの財源を構成するとともに、町税は景気の回復は十分とは言えず、法人町民税の税割が当初予算から2,700万円の減収となりますが、固定資産の償却は2,000万円の増収となる見込みです。

また、繰越金は平成25年度決算の実質収支額1億8,167万4,000円の残余、6,324万3,000円を予算計上いたします。この結果、当初予算では財政調整基金から1億8,700万円を取り崩すこととしておりましたが、9,450万円を減額し、9,250万円を財政調整基金繰入とする補正予算としております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次は、議案にお戻りください。

議案第2条は繰越明許費ですが、4ページをお願いします。

事項別明細書でご説明申し上げたものもございしますが、議案資料の2ページから3ページへお示ししてありますとおり、地域住民生活等緊急支援交付金事業で地方創生型交付金事業8事業、地域消費喚起生活支援型交付金で5事業を繰り越しをいたします。

その他の事業としましては、総務費の総務管理費で、社会保障・税番号制度システム整備事業170万円、同じく徴税費で288万円、土木費の道路橋梁費で災害防除事業980万円、及び東大貫溝口線橋梁補修事業で3,130万円、同じく都市計画費で駅南幹線外2路線整備事業2,570万円、及び福崎駅田原線整備事業1億1,420万円、都市再生整備計画事業560万円、教育費の保健体育費で9,116万円を翌年度の繰り越しいたします。

まちづくり関係繰越事業につきましては、議案の1ページに繰越箇所図をおつけしておりますので、ご参照ください。

次に、議案の3条、地方債の補正につきましては、議案の7ページに計上をしております。

文化ゾーン東側駐車場の用地買い戻しに対応するもので、起債の方法、利率償還の方法は、それぞれ記載しているとおりでございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第28 議案第27号 平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第28号 平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第29号 平成26年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第28、議案第27号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第30、議案第29号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。各案について、担当課長に説明を求めます。

健康福祉課長 議案第27号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,710万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億5,300万円とするものです。

議案第27号説明資料1ページから6ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の4ページをごらんください。

資料の4ページでは、保険給付費月別状況です。歳出の大部分を占める療養給付費は3月から12月は実績、1月、2月は推計し、実績見込みにより補正するものです。

療養給付費の見込み一般では、決算見込みの補正後予算10億7,700万円で200万円の減額、退職分は7,100万円の見込みで3,100万円の減額、高額療養費は一般分1億2,500万円で1,700万円の減額、退職分は800万円の見込みで800万円の減額を見込んでおります。

資料の2ページをごらんください。

歳出の勘定表です。26年度3月補正の列をごらんください。

保険給付費は先ほどの資料で合計5,890万円の減額、後期高齢者支援金から保健事業費までの各項目は実績及び見込みにより補正するもので、共同事業拠出金は高額医療費に係る拠出金で、兵庫県全体の高額医療費が増加したため、確定により447万8,000円を増額します。保健事業は、特定健診委託料等の実績見込みにより255万6,000円を減額補正するものです。

資料の1ページをごらんください。

歳入では、保険税は今年度医療費の税額を改正し、1世帯当たり1万5,541円を減額したため、現年度医療分で3,570万円の減額となります。国庫支出金から県支出金までは実績見込み及び確定した交付金により、それぞれ補正をします。

それでは、議案書に戻っていただき、事項別明細書で説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第28号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ248万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億2,740万円とするものです。

補正の内容は保険料の実績見込みによる減額、保健基盤安定負担金の確定による減額、電算保守管理委託料等の実績見込みによる減額に伴う一般会計繰入金の減、前年度出納閉鎖期間に徴収した保険料の繰越金による増額により、補正するものです。

議案第28号説明資料に關係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。第1表につきましては、事項別明細書で申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第29号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ731万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億1,550万円とするものです。

議案第29号説明資料1ページから5ページに關係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料4ページをお開き願います。

4ページでは、65歳以上の人口推計は26年4月、4,987人、12月では5,123人で、136人の増となり、高齢化率は26.1%です。用介護認定者は4月、870人、12月、916人で、46人の増となり、主に要介護1及び2の認定者が23人増加し、また、要介護5の認定者が5人増加しております。

今回の補正、歳出の補正では、介護給付費は当初予算どおりの13億500万円を見込み、補正額はありますが、地域支援事業費の介護予防事業等の実績見込みにより465万3,000円を減額するものです。

それでは、議案書の事項別明細書で、主なものを説明いたします。

歳出の23、24ページをお開きください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

議案第27号から29号までの3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いたします。

日程第31 議案第30号 平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第32 議案第31号 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第33 議案第32号 平成26年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第34 議案第33号 平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第3号)について

議長 日程第31、議案第30号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてから、日程第34、議案第33号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第3号)についてまでを一括議題といたします。各案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 失礼します。

初めに、議案第30号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第2号）について、説明をさせていただきます。

この補正は、事業実施による精算見込みの補正で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億5,660万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書よりご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号の説明をさせていただきます。平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

この補正は、主に下水道事業費の実績に伴う精算見込みによるもので、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億3,046万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億3,410万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、のちほど事項別明細書よりご説明を申し上げます。

第2表、繰越明許費につきましては、下水道事業費、公共下水道事業2億7,920万円をお願いするもので、内訳といたしましては、上中島地区舗装本復旧工事で2,260万円、工業団地下水道面整備工事（第1工区）で8,700万円、工業団地面整備（第1工区）の施工管理業務で2,000万円、川端雨水幹線工事（第2工区）で4,680万円、未契約工事の繰り越しといたしまして、1億280万円の予定をしております。

議案第31号資料に、これらの箇所図をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

それでは、事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、平成26年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、業費の実績見込みによる補正をお願いするもので、第2条では既定の収益的収入を610万円増額し、4億1,830万円に、また、収益的支出を210万円増額し、3億4,958万4,000円にするものであります。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書より、説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

この補正は、業費の実績見込みによる補正をお願いするもので、第2条では既定の収益的収入を707万円増額し、5,777万円に、また、収益的支出を376万2,000円減額し、3,634万9,000円にするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により、説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

上下水道課長 以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。

4議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度福崎町一般会計予算について

議 長 日程第 3 5、議案第 3 4 号、平成 2 7 年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第 3 4 号、平成 2 7 年度一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算関係の書類としましては、一番上に予算編成の概要を取りまとめた 2 4 ページまでの資料、その次に第 3 4 号から第 4 1 号までの議案を添付しております。事項別明細書は別冊として一般会計から工業用水道事業会計までの 8 会計を取りまとめております。

また、詳細資料につきましては、議案ごとに別とじとしておりますので、それぞれ審議の参考とさせていただきます。

それでは、一般会計議案第 3 4 号をお開きください。議案番号順にご説明申し上げます。

第 1 条は歳入歳出予算であります。総額を 9 6 億 4, 4 0 0 万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表で、1、2 ページの歳入、3、4 ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、一番前に添付しております予算編成の概要をごらんください。予算編成の概要の 1 ページの中ほどからでございます。

一般会計の予算総額は 9 6 億 4, 4 0 0 万円で、前年度比 1 2 億 1, 3 0 0 万円、1 4. 4 % の増としております。増額要因としましては、J R 福崎駅周辺整備や田原小学校体育館建設事業などによるものです。

歳入につきましては、概要の 5 ページをお開きください。一般会計歳入内訳であります。1 款、町税は前年度比 4, 2 0 0 万円減の 3 1 億 6 7 0 万円を計上しております。法人税税割は企業業績の回復が十分ではなく、また税率改正の影響により 7, 2 9 0 万円の減、固定資産税は土地については下落傾向が続いており、家屋は評価がえによる経年減価での減、償却資産は設備投資が上向していることから 4, 8 8 0 万円の増を見込んでおります。

また、議案 3 4 号資料 4 ページで当初予算の前年度比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

6 款、地方消費税交付金は、地方消費税が増税後の平年度となるため、前年度比 1 億 1, 6 0 0 万円増の 3 億 8, 6 0 0 万円と見込みました。地方交付税は普通交付税の算定において、まち・ひと・しごと創生事業費の新設による増加分と、基準財政収入額の増加による減収分との相殺で、前年度同額の 1 0 億 2, 0 0 0 万円と見込みました。

1 4 款の国庫支出金は、J R 福崎駅周辺整備事業に伴う社会資本整備総合交付金の増により、1 3 億 7, 7 8 7 万 1, 0 0 0 円を見込み、2 1 款、地方債は、駅前周辺整備や小学校体育館建設事業等により、対前年で 5 億 3 0 万円の増を見込んでおります。

5 ページの最下段では、1 款から 1 1 款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。7, 7 4 0 万円増の 5 1 億 6, 0 1 0 万円見込んでおりますが、歳入歳出見積もりの結果、一般財源が不足する額、1 億 9, 5 0 0 万円につきましては、財政調整基金から繰り入れて予算編成を行っており、平成 2 6 年度に引き続き、多額の財政調整基金を取り崩す、厳しい予算となっております。

概要の 1 3 ページからは、第 5 次総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめ

ております。本日の説明につきましては、事項別明細書に沿って、これら主な事業につきまして説明をさせていただきます。

各目の説明に入ります前に、職員給につきまして、総括的にご説明を申し上げますので、議案第34号資料1ページをごらんください。

この資料では、一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数、それぞれの増減理由と総人件費をお示ししております。1行目の一般会計に属する職員数は、一般職132人、再任用3人と嘱託・臨時職89人の合計224人、下から2行目の全会計では、一般職155人、再任用4人、嘱託・臨時職員93人の合計252人であります。前年度と比較して4人の増となります。相対的に4人の増となった要因といたしましては、正規職員では採用と退職の差で1名の減、嘱託・臨時職員は認定こども園で2名の増、再任用で3名の増となるものでございます。

人件費総額では、前年度比較で863万8,000円の減となりますが、正職員は1名の減ですが、職員総数が増加した要因もあり、給与手当で85万8,000円の増、退職手当負担金は負担率引き下げで964万3,000円の減となります。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料2ページから3ページに添付しておりますので、審議の対象としてください。

それでは、歳出目ごとの説明を申し上げますので、事項別明細書の97、98ページをお開きください。

限られた時間でありますので、各目の予算額や目の概要説明は省略をさせていただきます。また、説明の内容では、町長からの冒頭の挨拶、各課重点事項と重複する部分がございますが、ご了承をお願いします。

また、説明の内容では、町長からの冒頭の挨拶、各課重点事項と重複する部分がございますが、ご了承をお願いします。

それでは、議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

議長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開時刻は14時50分といたします。

◇

休憩 午後2時34分

再開 午後2時50分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画財政課長 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 歳入歳出についての説明は以上でございます。

次は議案にお戻りください。

議案の第2条は地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債について、第2表に計上しておりますので、議案第34号の5ページから7ページをごらんください。

歳入、地方債でご説明申し上げました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりとしております。

議案にお戻りください。

次に、議案の第3条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の限度額は15億円といたします。

第4条は、歳出予算の流用であります。第1表で定めた各項の予算について、

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した給与、職員手当、共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内においてこれらの経費を流用できるとするものでございます。

以上、議案第34号、平成27年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 日程第36 議案第35号 平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第37 議案第36号 平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第38 議案第37号 平成27年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第36、議案第35号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第38、議案第37号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでを、一括議題といたします。各案について、担当課長に説明を求めます。

健康福祉課長 議案第35号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億30万円とするものです。

また、第2条では一時借入金の総額を8,000万円と定めるものです。

議案第35号資料1ページから9ページに当初予算関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料1ページをごらんください。

7行目ですが、平成27年度の改正点は都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業について、30万円を超える医療費から、全ての医療費に拡大され、市町村国保の拋出により負担を共有します。また、退職者医療制度の経過措置が26年度末で終了し、4月以降は新たな退職者制度の対象はなく、27年3月末までに対象となる方は65歳に達した以後は一般被保険者となります。

国保税では、地方税法等の一部改正により、昨年引き続き低所得者に対する軽減措置を拡大し、2割、5割軽減の対象となる所得基準額の引き上げを行います。

また、賦課限度額が医療分、後期高齢者支援分はそれぞれ1万円、介護保険分は2万円の引き上げとなり、合計額では81万円から85万円となり、4万円の引き上げとなります。

平成27年度予算の編成につきましては、これらの制度改正を勘案し、医療費及び被保険者の動向等を考慮し、積算しました。

歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数4,650人を見込み、過去3年間の実績により見込み、療養給付費は一般では前年度当初予算比0.6%増の10億8,500万円、退職では、対象者の減少により、前年度当初予算比44.1%減の5,700万円を見込みました。

次に、歳入の保険税については、平成26年度に改正した保険料率に基づき積算し、賦課限度額は医療分とそれぞれ引き上げし、低所得者に対して、2割、5割の軽減を見込み、計上しています。

保険税は、現年度収納率94%で、3億6,010万円を見込んでいます。国・県支出金については、歳入に見合う収入額を見込んでいます。

なお、保険税の課税限度改正及び軽減基準額の見直しに係る条例改正は、3月末に地方税法が改正される見込みのため、3月末で条例の一部改正の専決処分

を行う予定で、次期議会に承認を求める予定としております。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書で申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第36号、平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,030万円と定めるものです。

議案第36号資料に当初予算資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

この特別会計の歳入は兵庫県広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費をともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与費等と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

また、保険料軽減対策の拡大で、国民健康保険と同じく2割軽減と5割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書で申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第37号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ14億6,250万円と定めるものです。

議案第37号資料1ページから4ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料1ページをごらんください。平成27年度は第6期事業計画の初年度となり、介護保険制度が施行され16年目を迎え、サービス給付費も年々増加しています。27年度の主な改正点は第6期保険料を第5期月額基準額4,800円から5,280円として算出しました。

65歳以上の1号被保険者の給付率が21%から22%へ1%増となります。保険料所得段階は所得水準に応じて7段階から10段階へ細分化しました。また、27年8月から利用者の自己負担割合は一定以上の所得がある人は1割から2割に上がります。その他、特定入所者サービス費の食事代、部屋代の見直しや、特別養護老人ホームの入所要件の限定などの改正です。

27年度の予算編成は、事業計画に基づき、これらの制度改正を勘案し、積算しました。

歳入においては、所得段階第1段階の保険料を0.05%軽減し、低所得者保険料軽減負担金として、国・県・町がそれぞれ負担し、一般会計から210万円を繰り入れていきます。国・県等の負担金は歳出に見合うルール分を計上しました。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、議案第35号から37号までの説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第39 議案第38号 平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第40 議案第39号 平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について

日程第41 議案第40号 平成27年度福崎町水道事業会計予算について

日程第42 議案第41号 平成27年度福崎町工業用水道事業会計予算について

議長 日程第39、議案第38号、平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算についてから、日程第42、議案第41号、平成27年度福崎町工業用水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。各案について、担当課長に説明を求めます。

上下水道課長 初めに、議案第38号、平成27年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成27年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,750万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算については、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げます。

第2条、地方債につきましては、3ページの第2表をごらんください。地方債は農業集落排水事業で限度額を100万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第3条といたしまして、一時借入金につきましては最高限度額を1億5,000万円と定めるものです。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、議案第38号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号、平成27年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ11億1,340万円とするもので、第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げます。

第2条、地方債につきましては、3ページ第2表をごらんください。地方債は公共下水道事業で限度額を2億3,740万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

戻っていただきまして、第3条にあります一時借入金につきましては、限度額を8億円と定めるものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、議案第39号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第40号の説明に入らせていただきます。

恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。議案第40号資料の訂正でございます。議案第40号資料の7ページをお開きください。

40号資料の7ページの中ほど、国庫補助金の右側で、内訳のところでございますが、工業団地老朽管更新事業の額を2,210万7,000円としておりますが、2,210万円に改めていただきたいと思います。7,000円をゼロに訂正を、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第40号の説明に入らせていただきます。

平成27年度福崎町水道事業会計予算についてでございます。

第2条で業務の予定量につきましては、給水戸数は7,700戸、年間給水量は234万2,000立方メートル、1日平均給水量6,410立方メートルでございます。

主な建設改良事業は福田水源地高度浄水施設整備事業、老朽管更新事業、下水道事業に伴う配水管移設事業でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億710万円で対前年度比1.2%の減、支出の水道事業費用が3億5,100万円で対前年比0.4%の増でございます。

第4条、資本的収入及び支出の収入が不足する額、1億150万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,076万8,000円と過年度分損益勘定留保資金7,073万2,000円で補填するものといたします。

次のページをお願いをいたします。

資本的収入及び支出の予定額は、収入の資本的収入が6億1,580万円で対前年比12.3%の減、資本的支出が7億1,730万円で対前年比15.7%の減となっております。

第5条、企業債の借入の限度額は3億2,810万円といたします。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用、2、建設改良費と企業債償還金といたします。

次のページをごらんください。

第8条、次に掲げる経費につきましては、流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。職員給与費4,382万円でございます。

第9条、企業債償還のため一般会計から補助を受ける金額は115万3,000円でございます。

第10条、たな卸資産購入限度額は1,500万円といたします。

恐れ入りますが、平成27年度の歳入歳出予算事項別明細書の水道事業会計実施計画書の16ページをお開きください。

財務諸表等に係る注記であり、平成26年度より改正後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。主な改正内容は、2の固定資産の減価償却の方法は、定額法により償却を行っております。主な耐用年数及び引当金の計上方法は記載のとおりでございます。

3の引当金の計上方法は記載のとおりでございます。

それでは、実施計画書により説明をさせていただきます。

(以下、実施計画書朗読説明につき省略)

以上で、40号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、41号の説明に入らせていただきます。平成27年度福崎町工業用水道事業会計予算についてでございます。

第2条、業務の予定量は、給水事業所数が30、年間給水量が61万5,000立方メートル、1日平均給水量1,680立方メートル、主な事業といたしましては、仮設配管事業でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,170万円で対前年比17.8%の減、支出の工業用水道事業費用が3,580万円で前年比9.85%の減であります。

第4条、資本的収入及び支出の収入が不足する額670万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額557万円と、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万円で補填するものといたします。資本的収入及び支出の予定額は収入が1億4,930万円で、前年比21.1%の増、支出は1億5,600万円で、対前年比25.6%の増であります。

第5条、企業債につきましては、限度額6,850万円でございます。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、営業費用、

営業外費用及び建設改良費といたします。

第8条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得ることとなります。職員給与費として、927万5,000円でございます。

工業用水道事業会計も、水道事業会計と同様、改定後の会計基準を適用しております。

それでは、各事項別明細書によりご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

上下水道課長 以上で、41号の説明を終わらせていただきます。

4議案ともご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

日程第43 議案第42号 姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

議 長 日程第43、議案第42号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを議題といたします。本案について、担当課長に説明を求めます。

企画財政課長 議案第42号、姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、ご説明を申し上げます。

連携中枢都市圏構想につきましては、人口減少超高齢者社会に対応するため、中心となる姫路市と近隣の市町が対等な関係のもと連携し、播磨圏域の経済を活性化し、圏域の魅力を高めるとともに、住民の皆さんが安心して暮らせる圏域づくりを進めるものでございます。

連携中枢都市圏構想の本格実施に向け、福崎町と姫路市の間で連携する取り組みにつきまして協議を進め、取組内容がまとまりましたので、姫路市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することにつきまして、地方自治法252条の2、第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、2ページの連携協約をごらんください。まず、前文は、本連携協約が総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に定める連携中枢都市圏を形成するために、姫路市と福崎町が地方自治法252条の2第1項の規定に基づき締結する協約であることを定めたものでございます。

第1条は、要綱に定めるコンパクト化とネットワーク化の観点から、姫路市と福崎町が連携して圏域全体の経済を牽引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることなど、本連携協約の目的を定めています。

第2条は、姫路市と福崎町が役割を分担して、第3条に規定するさまざまな分野での連携を図る旨を定めております。

第3条は、連携する取り組みと役割について、総務省の圏域全体の経済を牽引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の三つの役割に分けて、総務省の要綱にのっとり定めております。

取組内容についてですが、圏域全体の経済成長の牽引に係る項目は4項目挙げております。

まず、aの産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備は、播磨圏域経済成長戦略の策定、推進及び進捗管理を行うものです。

b、産業クラスターの形成、イノベーションの実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成、cの地域資源を活用した地域経済の裾野拡

大、dの戦略的な観光施策は播磨圏域経済成長戦略に掲げている三つの方向性、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成、交流人口の増加に、それぞれ対応した事業として、連携して推進していくものです。

次に、高次の都市機能の集積・強化に係る項目は、宣言連携中枢都市として、姫路市が取り組むもので、a、高度な医療サービスの提供、b、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築、c、高等教育・研究開発の環境整備の3項目を挙げております。

次に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る項目は14項目挙げています。まず、アの生活機能強化に係る政策分野について、ご説明を申し上げます。

(ア) 地域医療に係る取り組みである、a、感染症予防対策及び健康管理等の強化は、関係市町全体で新型インフルエンザ等感染症予防に取り組むものです。

(イ) 福祉に係る取り組みである、a、成年後見支援体制の充実は、認知症などによって物事の判断ができる能力が十分でない方が、地域で安心して生活が営めるよう、成年後見支援体制の充実に取り組むものです。

b、障害者施策の充実は、障害福祉制度の円滑な運営及びサービス等の質の向上・改善等に取り組むものです。

(ウ) 教育・文化・スポーツに係る取り組みである、a、スポーツ振興は、住民がさまざまなスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツの振興に取り組むものです。

b、文化芸術振興は、文化芸術の振興に取り組む、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るものです。

c、小中一貫教育の推進は、関係市町間での情報共有を通じて、地域の特色を生かした小中連携一貫教育を推進するものです。

d、社会教育施設の相互利用は住民の社会教育活動を支援するため、圏域内の社会教育施設の相互利用を図るものです。

(エ) 地域振興に係る取り組みである、a、雇用対策は、若年求職者や女性等の就労につながる各種支援に取り組むものです。b、多文化共生社会の推進は、地域住民と在住外国人等の交流促進に取り組むものです。

(オ) 災害対策、a、災害対策は、大規模災害発生時の相互応援や地域防災力の向上のため、減災・防災体制の充実を図るものです。

(カ) 環境に係る取り組みである、a、地球温暖化対策は、低炭素、資源循環型社会の形成、温室効果ガスの排出削減に寄与する取り組みを行うものです。

次に、イ、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野について、ご説明申し上げます。

(ア) 地域公共交通に係る取り組みである、a、地域公共交通ネットワークの維持形成は、地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、バス、鉄道路線など、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り組むものです。

(イ) 地域内外の住民との交流・移住促進に当たる取り組みである、a、移住・定住対策は、移住・定住希望者のさまざまなニーズに対応するため、地域の長を生かした対策に取り組むものです。

ウ、圏域マネジメント能力の強化について、ご説明を申し上げます。

(ア) 圏域内の市町の職員等の交流に係る取り組みである人材育成・交流は、連携市町の職員の資質、公務能力の向上を図るとともに、職員間の交流を深め、相互の連携強化を図るものです。

第4条は、第3条に規定する取り組みに係る姫路市及び福崎町の費用分担について定めています。連携協約締結後に策定予定の連携中枢都市圏ビジョンにおい

て、連携事業ごとの費用分担を別途定めることとしております。

第5条は、姫路市長と福崎町長が、少なくとも毎年度1回は協議を行うことを定めています。

第6条は、本連携協約の廃止について、姫路市と福崎町の協議による合意が得られない場合、姫路市または福崎町の一方が議決を経て、本協約の失効を求める旨を相手方に通告した場合は、通告の2年後に本協約が失効する旨を定めております。

また、議案第42号資料1ページに、連携事業の一覧をお示ししております。各市町においても、連携協約の議決前でございますので、どの事業で連携予定かをお示しできませんけれども、ビジョン番号の20番から26番の7項目は、連携の必修項目でございますので、それを除いて、各市町15項目から41項目、平均といたしますと、34項目での連携を予定されております。

議案資料2ページから7ページで、連携事業の事業内容を簡潔にまとめた一覧を資料としてお示ししておりますので、ご参照ください。

協約の締結につきましては、姫路市の議会においても議決をいただいた後に、協約締結を行うこととなります。

連携を希望する他の6市、相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市と、7町、稲美町、播磨町、市川町、神河町、太子町、上郡町、佐用町においても、各市町と姫路市との間で、それぞれ連携協約の議決を経て締結することとなります。

以上、議案第42号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第44 議案第43号 教育長の任命について

議 長 日程第44、議案第43号、教育長の任命についてを議題といたします。本案
町 長 について、町長に説明を求めます。

議 長 議案第43号、教育長の任命について、説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行することとなりました。

福崎町では、法改正に基づく教育行政を、平成27年4月1日から推進したいと考えており、したがって、新教育長を選ぶ必要に迫られているわけでございます。

新しい教育長に、高寄十郎氏を任命したいと考えております。

お願いする理由は3点からであります。

一つは、高寄氏の高い抱負、大志にあります。地方自治、教育行政に対する高い志があります。福崎町民はもとより、そこに住む子どもたちの教育の高揚のために、大きな志を持っておられるわけでありまして、その気持ちは抱負として、資料として提出されておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

二つ目は、高寄氏の実績であります。経歴及び実績につきましては、これも資料として出されておりますので、十分読んでいただきたいと思います、このように思います。高寄氏は、第5次総合計画を本格的に進めていくために、長い間この作成についても参加をされてきたわけございまして、そうした実績からいたしましても、本年度本格的にこれを実行しようというときには、高寄氏の大きな力を必要としているわけでありまして、

第3点目は、高寄氏の誠実な人柄にあると思っております。人は城、人は石垣と言わ

れておりますように、人なしには何も組織できませんし、事業を推進していくことはできません。高寄氏の誠実な人柄、高潔なそうした内容は、必ず多くの人々を引きつけ、福崎町の教育行政はもとより、一般的な行政も前進するものと、かたく信じて、皆様方の決定を待ちたいと思っているわけでございます。

どうか原案どおり同意されますように、心からお願いを申し上げ、説明といたします。

日程第45 発議第2号 福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長 日程第45、これから委員会提出議案に対する提案内容の説明を求めてまいります。発議第2号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長 失礼いたします。

発議第2号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条の長と委員長等との出席義務が改正されたことから、福崎町議会委員会条例第19条を改正しようとするものです。

なお、本案は平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上、地方自治法第109条第6項及び福崎町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたしますので、議員各位の賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第46 請願第1号 政府による米価対策を求める請願について

議長 日程第46、請願第1号、政府による米価対策を求める請願を議題といたします。本請願について、紹介議員に説明を求めます。

石野光市議員 請願第1号、政府による米価対策を求める請願について、説明を行います。

平成26年度において、米作農家は二つの経済的なマイナス要因があったのであります。

第1に、前年度まで実施されていた米の作付面積10アール当たり1万5,000円の米の直接支払交付金が、26年度から7,500円に半減されました。

第2は、26年度産米の相対取引価格、農家が玄米60キロ分グラムを出荷して受け取る金額が大幅に下落したことであります。

政府による米価対策を求める本請願について、町内の住民の方を訪ねて話をしましたところ、昨日までに50筆の本請願の趣旨に賛同するとの署名がありました。議員諸兄の閲覧に供するため、議会事務局に意見書案とともに、その署名のつづりを備えておくことといたしたいと思っております。

また、対話の中で、生産者価格は下落したのに、消費者価格は下がっていないとの声も聞いているところであります。

それでは、本請願の趣旨を読み上げさせていただきます。

請願趣旨。2014年産米価格は、JA概算金が最低水準になったのに加え、2014年11月の相対価格が1万1,261円（玄米60キログラム）と、前月をさらに下回る異常な価格で推移しています。労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格では、どんな経営努力をしても経営は維持できず、そのしわ寄せ

が大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営に集中しています。

価格の暴落の原因は、需要を上回る供給量となっていることにあり、過剰米を市場隔離する取り組みを官民あげて実施するなど、米穀需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復をはかることが強く求められています。

今回の米価暴落は、このまま事態が推移すれば、最も影響を受ける大規模農家を含め、離農が進み地域農業や農村集落にも水田が果たしてきた治水、減災の機能喪失にもつながる問題となります。

米価が回復しなければ、稲作の大幅な減少となり、地場産業としての地域経済への影響、食料自給率の一層の低下など、重大で深刻な影響も懸念されます。

米価対策として、過剰米の市場隔離を官民挙げて速やかに実施するとともに、農家の経営安定対策として、米直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとるよう、政府、関係機関に意見書を提出することを求めます。

以上であります。慎重審議の上、ご賛同をよろしくお願いいたします。

日程第４７ 議員派遣の件

議 長 日程第４７は、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり、派遣することに決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第４８ 議員辞職の件

議 長 日程第４８、議員辞職の件を議題といたします。

福崎町議会議員、前川裕量議員から、議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第１１７条の規定により、前川裕量議員の退場を求めます。

(前川裕量議員退場)

議 長 ここで、提出されております辞職願を事務局に朗読させます。

議 務 局 平成２７年３月６日、福崎町議会議長、志水正幸様。福崎町議会議員、前川裕量。

辞職願。このたび一身上の都合により、議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議 長 この際、お諮りいたします。

前川裕量議員の議員の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、前川裕量議員の議員の辞職を許可することに決定をいたしました。

議 長 以上で、本定例会１日目の日程は終わりました。

なお、次の本会議は３月１１日、午前９時３０分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後 4 時 0 9 分